

議案第18号

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成18年3月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「989,000円」を「950,000円」に、「833,000円」を「802,000円」に、「735,000円」を「708,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第8条関係)

職名	退職手当の額
市長	給料月額に在職月数を乗じて得た額に100分の50を乗じて得た額
助役	給料月額に在職月数を乗じて得た額に100分の35を乗じて得た額
収入役	給料月額に在職月数を乗じて得た額に100分の30を乗じて得た額

備考

- 1 給料月額とは、職員が任期満了し、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額をいう。
- 2 在職月数とは、職員となった日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数(その月数が48月を超えるときは、48月)とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「706,000円」を「680,000円」に改める。

第7条を次のように改める。

(退職手当)

第7条 退職手当は、教育長が任期満了し、退職し、又は死亡したときに、給料月額(任期満了し、退職し、又は死亡した日における給料月額をいう。)に在職月数(教育長となった日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。)を乗じて得た額に100分の25を乗じて算出した額を支給する。

(天理市水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市水道事業管理者の給与に関する条例(昭和42年6月天理市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「696,000円」を「670,000円」に改める。

第4条第5項を次のように改める。

5 退職手当は、管理者が任期満了し、退職し、又は死亡したときに、給料月額(任期満了し、退職し、又は死亡した日における給料月額をいう。)に在職月数(管理者となった日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。)を乗じて得た額に100分の25を乗じて算出した額を支給する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。